(4)　通算法人の申告については、連結納税制度と同様に、申告期限の延長特例による延長期間を原則二月とする。（法人税法第七五条の二関係）

(5)　災害等により決算が確定しない場合等の申告期限の延長及び右記(4)の延長特例の申請は通算親法人が行うものとし、通算親法人に延長処分があった場合における通算子法人及び右記(4)の延長特例を受けている通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった内国法人は、申告期限が延長されたものとみなす。（法人税法第七五条及び第七五条の二関係）

(6)　通算法人について、通算承認が効力を失った場合には、その効力を失った日以後に終了する事業年度について、右記(4)の延長の処分は効力を失う。（法人税法第七五条の二関係）

(7)　国税通則法の災害等による期限延長制度により通算法人の申告期限が延長された場合には、他の通算法人についても申告期限が延長されたものとする。（法人税法第七二条の二及び第七五条の三関係）

(8)　欠損金の繰戻しによる還付制度について、次の措置を講ずる。（法人税法第八〇条関係）

イ　通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額は、各通算法人の欠損金額の合計額を還付所得事業年度の所得の金額の比で配分した金額とする。災害損失欠損金額についても同様とする。

ロ　解散等の場合の還付請求の特例について、通算法人における対象となる事由は、通算親法人の解散（適格合併による解散を除く。）、通算子法人の破産手続開始の決定による解散及び各通算法人の更生手続開始等とする。

(六)　中小法人の判定

次の制度における中小法人の判定について、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、その通算法人である普通法人は中小法人に該当しないこととする。（法人税法第五二条、第五七条、第六六条及び第六七条関係）

(1)　貸倒引当金制度

(2)　欠損金の繰越控除制度

(3)　軽減税率

(4)　特定同族会社の特別税率

(九)　租税回避行為の防止

通算法人又は他の通算法人の行為又は計算で法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その通算法人に係る課税標準、税額等を計算すること等ができる。（法人税法第一三二条の三関係）

(一〇)　青色申告

青色申告制度について次の見直しを行う。

(1)　青色申告の承認を受けていない内国法人が通算承認を受けた場合には、青色申告の承認があったものとみなすこととする。（法人税法第一二五条関係）

(2)　通算法人に対する国税庁長官、国税局長及び税務署長による帳簿書類についての必要な指示について、連結納税制度と同様とする。（法人税法第一二六条関係）

(3)　通算法人が青色申告の承認を取り消される場合には、取消しの効果は遡及しないこととする。（法人税法第一二七条関係）

(4)　通算法人は、青色申告の取りやめをできないこととする。（法人税法第一二八条関係）

(二)　雑則、罰則等

(1)　通算親法人が、他の通算法人の法人税の申告に関する事項の処理として、申告書記載事項又は添付書類記載事項を、電子情報処理組織を使用する一定の方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、これらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供したものとみなす。（法人税法第一五〇条の三関係）

(2)　通算法人は、他の通算法人の法人税について連帯納付の責めに任ずる。（法人税法第一五二条関係）

(3)　罰則、徴収の所轄庁等について、連結納税制度と同様の措置を講ずる。（法人税法第一五二条及び第一五九条関係）

(三)　通算制度への移行にあわせた見直し

(1)　受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行う。（法人税法第二三条関係）

イ　関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額に係る利子相当額として一定の金額とする。

ロ　関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定（改正前連結納税制度において連結法人の有する株式等につき判定）を行うこととする。

(2)　寄附金の損金不算入制度について、寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。（法人税法第三七条関係）

(3)　貸倒引当金制度について、完全支配関係がある他の法人（改正前連結完全支配関係がある連結法人）に対して有する金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する。（法人税法第五二条関係）

2　貸倒引当金制度について、貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券に表示されるべき権利を除外することとした。（法人税法第五二条関係）

3　譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、法人に対する役務提供の対価として個人に生ずる債権の給付と引換えに交付される譲渡制限付株式以外の譲渡制限付株式で、実質的に法人に対する役務提供の対価と認められるものを対象に加えることとした。（法人税法第五四条関係）

四　地方法人税法の一部改正

連結納税制度の見直しに伴い、次の措置を講ずることとした。

1　外国税額の控除（地方法人税法第一二条関係）

(一)　通算法人の課税事業年度の税額控除額が期限内申告書に添付された書類に税額控除額として記載された金額と異なる場合には、その記載された金額を当該課税事業年度の税額控除額とみなす。

(二)　過年度の税額控除額が過年度の期限内申告書に添付された書類に税額控除額として記載された金額を超える場合又は下回る場合には、その差額に相当する金額を進行年度の地方法人税の額から控除し、又は地方法人税の額に加算する。

(三)　通算法人又は他の通算法人が税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることにより地方法人税の負担を減少させる場合等の要件に該当するときは、右記(一)及び(二)を適用しない。

2　税額控除の順序について、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除をした後において、外国税額の控除をするものとする。（地方法人税法第一四条関係）

3　中間申告について、法人税の中間申告を行わなければならない通算子法人にあっては、通算親法人の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に行わなければならないこととし、仮決算による中間申告については通算子法人の中間期間はその通算子法人の課税事業年度開始の日から通算親法人の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までの期間とする。（地方法人税法第一六条及び第一七条関係）

4　国税通則法の災害等による期限延長制度により通算法人の申告期限が延長された場合には、他の通算法人についても申告期限が延長されたものとする。（地方法人税法第一七条の二及び第一九条の二関係）

5　地方法人税に係る外国税額の還付規定を創設する。（地方法人税法第一九条、第二二条及び第二七条の二関係）

6　通算法人の地方法人税の申告については、電子情報処理組織を使用する方法により提供すること等により行わなければならないこととする。（地方法人税法第一九条の三関係）